

愛媛県市町総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則
平成17年4月1日 制定（平成17年規則第22号）

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県市町総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（内申の手続）

第2条 市町長は、当該市町の消防吏員または消防団員について、条例第2条に該当する者があると認めるときは、すみやかに消防賞じゅつ金授与内申書（別記様式）に、別に定める書類を添えて組合長に提出するものとする。

（授与の決定）

第3条 組合長は、前条の内申を受けたときは、愛媛県市町総合事務組合消防災害補償等審査委員会の審査を経て、賞じゅつ金の授与を決定するものとする。

（決定の通知）

第4条 組合長は、前条の決定をしたときは、当該市町長にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式

消防賞じゅつ金授与内申書

発第 号
年 月 日

愛媛県市町総合事務組合長 殿

市町長

印

次の者は、愛媛県市町総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例第2

条に該当すると認められるので、
殉職者特別
条に該当すると認められるので、
殉職者賞じゅつ金を授与されるよう関係書類を添え
障害者

て内申します。

住 所

階 級

氏 名